

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第63条第7項
処分の概要：故障車両の整備確認
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道等に係るものは、札幌方面については高速道路交通警察隊長、函館方面については函館方面本部交通課長、旭川方面については旭川方面本部交通課長、釧路方面については釧路方面本部交通課長又は釧路方面本部十勝機動警察隊長、北見方面については北見方面本部交通課長）
法令の定め： 道路交通法第114条の3（高速自動車国道等における権限） 道路交通法施行細則第28条（高速自動車国道等における権限） 道路運送車両の保安基準
審査基準：
標準処理期間： 1日
申請先：整備終了後、最寄りの警察署交通課（係）又は、高速道路交通警察隊、函館方面本部交通課、旭川方面本部交通課、釧路方面本部交通課、釧路方面本部十勝機動警察隊、北見方面本部交通課に整備通告書を提出しその確認を受けて下さい。
問合せ先： 北海道警察本部交通指導課指導取締係（電話011-251-0110） 各方面本部交通課企画・指導係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：